

産廃放置、撤去命令従わず

松阪の業者
書類送検

県警生活環境課と松阪署は二十三日、廃棄物処理法違反（改善命令違反）の疑いで松阪市新屋敷町の土木

解体業男（セ）を津地検に書類送検したと発表した。

送検容疑は平成十九年二月十九日、同市下嶋路町と同市下七見町の土地二方所計約一万平方メートルに放置していた木くずや廃プラスチックなどの産業廃棄物約一万四千立方メートルについて、県知事から全量撤去を命じる改善命令を受けていたにもかかわらず、期限の同年七月三十一日までに撤去せず、改善命令に違反した疑い。

同課によると、男は容疑を認め、「金に余裕のある時に処分する方法を継続していたが、事業で得た利益などは借金返済に充てていたため、命令を履行できなかった」と話している。

同課や県環境森林部廃棄物監視・指導室によると、男は昭和六十年ごろから、土木解体業を開始。産廃は平成十五年ごろからたまり始めたという。ほとんど処理されていないが、有害物質はなく、環境への影響はないらしい。他社より安い金額で解体工事を受け取っていたが、経営は赤字と黒字を繰り返して、借金は数千万円に上るといふ。

同課や県環境森林部廃棄物監視・指導室によると、男は昭和六十年ごろから、土木解体業を開始。産廃は平成十五年ごろからたまり始めたという。ほとんど処理されていないが、有害物質はなく、環境への影響はないらしい。他社より安い金額で解体工事を受け取っていたが、経営は赤字と黒